

中間決算公告

中間決算公告【株式会社埼玉りそな銀行】 …… 169

(金融商品関係)

○ 金融商品の時価等に関する事項

2018年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2) 参照)

(単位：百万円)			
	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	5,703,120	5,703,120	—
(2) コールローン	1,394	1,394	—
(3) 買入金融債権	1,899	1,893	—
(4) 資産管理証券	—	—	—
(5) 有価証券	8,044	8,044	—
(6) 貸出金	614,567	625,141	10,574
その他有価証券	973,266	973,266	—
貸引当金(※1)	△17,521	—	—
(7) 外債為替	7,246,475	7,262,220	15,744
	8,017	8,017	—
資産計	14,559,778	14,585,085	25,318
(1) 現金	13,217,210	13,217,190	△199
(2) 繰上償還債権	361,266	361,266	—
(3) コールローン	76,167	76,167	—
(4) 債券貸借取引受入取戻金	506,773	506,771	—
(5) 貸出金	218,700	218,863	163
(6) 外債為替	106	106	—
負債計	14,369,196	14,369,278	83
デリバティブ取引(※2)	—	—	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,511	3,517	—
ヘッジ会計が適用されているもの	7,174	7,174	—
デリバティブ取引(※2)	13,693	13,693	—

(※1) 貸出金に該当する一般貸引当金及び個別貸引当金を控除しております。
 (※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

① 現金預け金

(1) 現金預け金 満期日の引け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン

約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金融債権

残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 資産管理証券

デリバティブ業務のために保有している債券等の有価証券については、取引時の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 有価証券

株式は中間決算(半)の月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券(証券を除く)は日本証券業協会より公表される公社債市場売買平均価格をもとに算出した価格をそれぞれ金融機関から提示された価格によっております。投資保証は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内閣府に届出された場合を除き、発行元の発行価格に基づき算定しております。また、私募債は、発行価格及び償還額を定めた募集要項に基づき、私募債発行価格を算定しております。また、私募債は、発行価格及び償還額を定めた募集要項に基づき、私募債発行価格を算定しております。

(6) 貸出金

貸出金によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出時の適用利率が貸付後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び償還条件、期間に基づき区分ごとに、元金合計額を時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、残存期間が短期間(1年以内)のものも、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外債為替

外債為替は、他の銀行に対する外債引当金(外国債引当金)、輸出手形、銀行小切手等(買入外債為替)、輸入手形による手形貸付(取立外債為替)であります。これらは、満期のない引け金、又は約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 減価処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価を大幅に下回る見込みがあると認められるものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするともに、時価取得原価と中間貸借対照表計上額との差額(以下「減価処理」という。)しております。
 なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債権者区分に従い、次のとおりとしております。
 正味売却原則として時価が取得原価に比べて60%以上下落
 要注意先、未償付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落
 破綻先、実質破綻先、継続懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(仮決算会計関係)

繰上償還債権及び繰上償還金負債の発生した原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。	
繰上償還債権	
貸引当金繰上償還債権	10,738 百万円
株式等貸借取引	6,128
退職給付資産	3,493
土地評価差額	2,550
その他	7,729
繰上償還債権者小計	31,136
評価引当金	△8,400
繰上償還債権者合計	22,736
繰上償還金負債	
その他有価証券評価差額金	△28,738
土地評価差額	△5,063
その他	△13,567
繰上償還金負債者小計	△47,368
繰上償還金負債の純額	△24,632 百万円

(株当たり情報)

1株当たりの純資産 112,440 円70銭
 1株当たりの中間純利益 4,186 円70銭
 借入株式調整後1株当たり中間純利益については、借入株式がないので記載していません。

① 現金

(1) 現金、及び① 繰上償還債権 要求戻現金については、中間決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び繰上償還債権の時価は、一定の期間ごとに区分して、往來のキャッシュフローを参照して現在価値を算定しております。その割引率は、新規に現金を受け入れる際に発生する利率を指しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものも、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン

約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金融債権

残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 資産管理証券

デリバティブ業務のために保有している債券等の有価証券については、取引時の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 有価証券

株式は中間決算(半)の月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券(証券を除く)は日本証券業協会より公表される公社債市場売買平均価格をもとに算出した価格をそれぞれ金融機関から提示された価格によっております。投資保証は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内閣府に届出された場合を除き、発行元の発行価格に基づき算定しております。また、私募債は、発行価格及び償還額を定めた募集要項に基づき、私募債発行価格を算定しております。また、私募債は、発行価格及び償還額を定めた募集要項に基づき、私募債発行価格を算定しております。

(6) 貸出金

貸出金によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出時の適用利率が貸付後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び償還条件、期間に基づき区分ごとに、元金合計額を時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、残存期間が短期間(1年以内)のものも、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外債為替

外債為替は、他の銀行に対する外債引当金(外国債引当金)、輸出手形、銀行小切手等(買入外債為替)、輸入手形による手形貸付(取立外債為替)であります。これらは、満期のない引け金、又は約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

② 繰上償還債権

1. 連帯保証目的の債券(2018年9月30日現在)

種類	中間貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	156,787	152,420	1,848
地方債	390,229	390,229	0
小計	547,016	542,649	4,367
時価が中間貸借対照表計上額を越えないもの	—	—	—
地方債	103,551	103,239	312
小計	103,551	103,239	312
合計	650,567	645,888	4,679

2. その他有価証券(2018年9月30日現在)

種類	中間貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
株式	187,556	60,213	127,343
債券	60,817	60,466	350
中間貸借対照表計上額が取得原価を越えるもの	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	60,817	60,466	350
その他	53	497	444
小計	248,366	121,176	127,190
株式	671	721	△50
債券	473,153	475,829	△2,676
中間貸借対照表計上額が取得原価を越えないもの	—	—	—
国債	415,912	415,253	△659
地方債	53,300	53,656	△356
社債	4,841	4,949	△108
その他	266,533	266,485	△48
小計	724,338	724,792	△454
合計	972,704	866,970	105,734

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額(百万円)
株式	1,842
その他	626
合計	2,468

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

埼玉りそな銀行 中間期ディスクロージャー誌 2018-2019

本誌は銀行法第21条等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

発行 2019年1月

株式会社埼玉りそな銀行 経営管理部

〒330-9088 埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号 電話 (048) 824-2411 (代)

ホームページアドレス <https://www.saitamaresona.co.jp/>